

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第43号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表「働き方改革」推進プロジェクトチームの項を次のように改める。

京都の未来を支える財源創出プロジェクトチーム	持続可能な行財政の確立に向けた施策の調査、研究及び企画
「働き方改革」推進プロジェクトチーム	「働き方改革」に係る調査、研究及び原案の企画に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)